

○ 市職員の出勤停止の取り扱い

令和4年7月25日更新

対象者	対象者の状況		職員本人の出勤の可否	出勤停止の期間	備考
職員本人	発熱等の症状あり		出勤停止（職免）	PCR検査等により「陰性」が確認されるまでの間	・発熱等の症状がある場合、速やかに医療機関を受診すること （医療機関や保健所に相談した結果、新型コロナ感染の疑いが低いとして検査不要とされた場合は出勤可）
	保健所の指示によりPCR検査等を受ける		出勤停止（職免）	PCR検査等により「陰性」が確認されるまでの間	・自主的な検査は対象外（出勤可）
	濃厚接触者		出勤停止（職免）	陽性者と最後に接触した日後、5日間	
	陽性者	発熱等の症状あり	出勤停止（職免）	発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過するまでの間	
		発熱等の症状なし		検体採取日から7日間	

対象者	対象者の状況		職員本人の出勤の可否	出勤停止の期間	備考
同居家族	発熱等の症状がある等、感染の疑いがあるため医療機関等の指示によりPCR検査等を受ける		出勤停止（職免）	PCR検査等により「陰性」が確認されるまでの間	・発熱等の症状がある場合、速やかに医療機関を受診すること （医療機関や保健所に相談した結果、新型コロナ感染の疑いが低いとして検査不要とされた場合は出勤可） ・自主的な検査は対象外（出勤可）
	濃厚接触者	発熱等の症状あり	出勤停止（職免）	同居家族の待機期間が終わるまでの間	・PCR検査等により同居家族の「陰性」が確認された場合は出勤可
		発熱等の症状なし	出勤可	-	
	陽性者	職員本人が「濃厚接触者」	出勤停止（職免）	①同居家族である陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日） ②同居家族である陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日上記①又は②のいずれか遅い方を0日目として、5日間 ※同居家族の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該陽性者が診断時点で無症状であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。	・ここでの感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避けるなどの対策を想定しています。保健所の指示に基づく対策の実施を想定しているものではありません。

- 医師より「疑似症患者」と判断された場合にも「陽性者」とみなして対応してください。
- 下記「濃厚接触者チェック項目」のいずれかに該当する人は「濃厚接触者」とみなして対応してください。

【濃厚接触者チェック項目】

陽性者の感染可能期間内（発症の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に接触した者のうち、次のいずれかに該当する人

- ☐ 陽性者と同居、あるいは長期間の接触があった人
- ☐ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護した人
- ☐ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- ☐ その他、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防等（マスクなど）なしで15分以上接触があった人